

企業は商品のリニューアルや 新製品によって成長します

既存商品のリニューアル・新商品（サービス）開発に
取り組んでみませんか

お
客
様

を

魅

了

す

る

参加
無料

商

品

企

画

塾

コンセプトを明確に定義し、ブランドを確立。
新たなターゲットに向けて完成した商品を、正しい販売戦略・戦術で発信しませんか。
以下の通り、商品のブラッシュアップ、ブランディング、マーケティング、販売戦略までの
連続したプログラムを実施します。積極的に取り組む小規模事業者限定8社を募集します。

内容	日時
① お客様は、商品を購入しない、 効用を購入する	R3.8.24(火)9:30-15:30
② お客様を魅了する 商品コンセプトを企画する	R3.9.16(木)9:30-15:30
③ 商品戦略トータル・デザイン	R3.10.26(火)9:30-15:30
④ 見込み客をマーケティング・ デザイン	R3.11.24(水)9:30-15:30
⑤ 実践！販売戦略・戦術の構築	R3.12.21(火)9:30-15:30
⑥ 販売戦略・戦術の実践発表と 改善点について	R4.1.18(火)9:30-12:30

講師



㈱日本アイ・オー・シー
代表取締役

藤富雅則氏

営業マンの能力に依存しない「波及営業」ノウハウを
体系化する。

「新規事業を次なる事業の
柱まで成長させたい」「既
存商品を別市場に売り込み
たい」「自社の強みを活か
し新商品・新サービスを開
発したい」など、新たなチ
ャレンジをしている企業に
精力的なコンサルティング
を行っている。

会場

草津市民総合交流センター
(キラリエ草津)会議室

住所：草津市大路2丁目 1-35
キラリエ草津3F

TEL：077-564-5201

FAX：077-569-5692

事業所名

TEL

住所

受講者名

業種

令和3年度 草津商工会議所伴走型小規模事業者支援推進事業
草津商工会議所展示会出展支援プログラム
『お客様を魅了する商品企画塾』 参加募集要項

草津商工会議所では、小規模事業者における自社商品の販路開拓・拡大を支援するため、今年度は、“**お客様を魅了する商品企画塾～新商品開発・既存商品リニューアル～**”を実施致します。

社会情勢や日本経済の状況に左右されず、自社の売上拡大に繋げるための商品ブランディングプログラムとなります。

さらに当プログラムへの参加者には、ブランディングした商品を実際に販売していただけるよう、草津商工会議所（キラリエ草津）1Fにて開催する①「キラリエマルシェ」および、近鉄百貨店草津店にて開催する、合同展示即売会②「ふるさと企業いいもの発掘市」をご用意いたします。必ずどちらかに出店いただきお客さまの生の声を聞くマーケティングの機会としてご活用ください。

1. 参加希望事業者募集

“お客様を魅了する商品企画塾～新商品開発・既存商品リニューアル～”への参加を希望する小規模事業者、限定8社を以下のとおり募集します。

※プログラムを通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できること参加条件となります。

当事業運営にあたり、国、県補助金を活用しており、当日の売上や決算状況の報告が必要となるため、適宜月別の売上高等の報告、財務諸表等の提出をお願いするものです。

※以下の日程は事情によりやむを得ず変更する場合があります。

①参加者資格

次の各号のすべてに該当する小規模事業者であることとします。

- (1) 販路拡大に熱心であること。
- (2) 全日程に参加できること。

(草津商工会議所主催の①キラリエマルシェ②ふるさと企業いいもの発掘市のいずれかに必ず参加して、実際に販売をしていただきます。)

- (3) 本所の取り組みを理解し、参加者同士協調して取り組めること。
- (4) プログラムを通じて得た効果等、草津商工会議所の求めに応じて、適宜報告できること。
- (5) 別紙誓約書記載事項のいずれにも該当しないものであること。

※小規模事業者とは

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

②参加申込み (R3/8/18(水) まで)

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、R3/8/18(水) までに草津商工会議所中小企業相談所へお申込みください。

※お申込は先着順となり、予定数に達した時点で受付を終了致します。

③コンサルティング (全6回) (R3/8/24(火)、R3/9/16(木)、R3/10/26(火)、R3/11/24(水)、R3/12/21(火)、R4/1/18(火))

お客様を魅了する商品コンセプトを定義し、その商品ブランドを確立し、販売まで取り組む一連のコンサルティングを受けていただきます。

商品開発、ブランディング、マーケティング、販売戦略まで、連続したプログラムです。

全6回全てを受講いただくことで効果があがりますので、必ず全て出席してください。

コンサルティングは3時間を予定していますが、午後にはグループ討論会、個別相談会も併せて実施致します。詳しいプログラム内容および時間は以下の通りです。

1 回目 R3/ 8/24(火) 9:30~12:30	お客様は、商品を購入しない。効用(顧客メリット)を購入する。 <ul style="list-style-type: none">・企業は新製品・リニューアルによって成長する。・製品と商品の違いとは。・商品開発ではなく、効用開発を行う。・商品コンセプトを完成度が成功確率を引き上げる。・既存商品のコンセプトを再定義する。・間違えてはいけない小規模事業者の商品戦略。 (宿題) ・新商品、リニューアルコンセプトの企画をする。
13:45~15:30	宿題である、新商品リニューアルコンセプトについて情報交換および相談会。
2 回目 R3/9/16(木) 9:30~12:30	お客様を魅了する商品コンセプトを企画する。 <ul style="list-style-type: none">・宿題発表 (10 分×8 社= 1 時間20 分)・商品コンセプトブラッシュアップ。<ul style="list-style-type: none">→ ターゲット再定義→ 効用 (魅力的な効用発見アプローチ)→ 場面開発 (場面での不満、不足、不安、不自由、不適…)→ 時代性のインストール・効用→機能変換。・商品コンセプトピラミッドを作り込む。・ポジショニングマップ作成のポイント。 (宿題) ポジショニングマップの作成。
13:45~15:30	宿題である、新商品ポジショニングマップ作成について情報交換および相談会。

<p>3 回目 R3/10/26(火) 9:30~12:30</p> <p>13:45~15:30</p>	<p>商品戦略トータル・デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題発表 (10 分×8 社= 1 時間20 分) ・商品コンセプトから具体的な商品へと仕上げる。 ・デザイン (パッケージ) が売上にインパクトを与える ・秀逸なネーミングはマーケティングコストを下げる。 ・価格は、問題解決・満足充足度と相関関係を作る。 ・作り手の想いは、信者を作り出す。 ・魅力的な商品プレゼンテーションの構成法 (宿題) ・コンセプトからのモノづくり ・プレゼンテーション <p>宿題である、コンセプトからのモノづくりについて情報交換、および相談会。</p>
<p>4 回目 R3/11/24(水) 9:30~12:30</p> <p>13:45~15:30</p>	<p>見込み客をマーケティング・デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題発表 (10 分×8 社= 1 時間20 分) ・マーケティング4P の整備 (製品、価格、販促、流通) ・売れる販売促進ツールの制作ノウハウ ・チラシ、WEB サイトの作り込み方 ・販路開拓 (流通の欲求と自社商品取扱メリット) ・テストユーザーの選定と顧客の声の獲得 ・感想文のもらい方 (宿題) ・チラシ、HPのたたき台作成 ・お客様 (テストユーザー) の感想 <p>宿題である、チラシ、HPのたたき台案について情報交換、および相談会。</p>
<p>5 回目 R3/12/21(火) 9:30~12:30</p> <p>13:45~15:30</p>	<p>実践！販売戦略・戦術の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿題発表 (10 分×8 社= 1 時間20 分) ・プッシュ戦略とプル戦略。 ・WEB 戦略「需要と供給」の調査。 ・広告出稿の注意点と効果測定の方法。 ・白地 (アタック) リストの整備。 ・DM 戦略。(人脈・非人脈) ・トークスクリプトの作成。 ・商談ロジックの確立 (宿題) ・実際に販売してみる！⇒ふるさと企業いいもの発掘市にて <p>ふるさと企業いいもの発掘市出店に向けた情報交換、および相談会。</p>

6 回目	販売戦略・戦術の実践発表と改善点について
R4/ 1/18(火)	・各自、販売実践報告（成果発表）
9:30～12:30	・課題抽出と解決アイディアの提案

2.キラリエマルシェ、ふるさと企業いいもの発掘市への出店で、コンサルティングの成果を体感

2-1.「キラリエマルシェ」の開催概要

会 期：令和3年11月5日（金）～令和3年11月6日（土） 10：00-16：00

会 場：草津商工会議所（キラリエ草津）1F

主 催：草津商工会議所

特 長：キラリエ草津1Fを利用したマルシェスタイルの展示即売会。

キラリエ各施設や会議室利用のお客様にも知ってもらうことで、当日だけではなく、自店舗への誘導も期待できる。

同日、草津街あかり・華あかり・夢あかり2021が開催されます。

2-2. 出品する商品（製品）

出品する商品（製品）は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品（製品）であること。
- (3) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限が記載されているもの。

2-3. 出店条件

- (1) 雨天の場合でも行います。
- (2) 出店にかかる什器は用意しますが、ご自身で準備いただいても構いません。事前にお申し出ください。冷蔵庫等はありません。クーラーボックス等ご自身でご準備ください。
- (3) 電源の供給は行う予定ですが、電気使用量に応じて調整させていただく場合もあります。
- (3) 決済方法について、現金決済以外にキャッシュレス決済など他の決済方法を併せて利用いただいても構いませんが、必要機材は出店者ご自身でご用意ください。
- (4) ナマモノ、アルコール類の販売は禁止いたします。
- (5) 火気・発電機の使用、現場での調理は禁止とさせていただきます。
- (6) ブース内でのスピーカーを使っての音出し・楽器の演奏は禁止いたします。
- (7) 搬入は当日の朝ご自身で行っていただきます。開始時刻までに陳列等を完了させてください。駐車場はキラリエ草津等近隣の有料駐車場をご利用ください。
(キラリエ草津の駐車場は最初の4時間まで無料。以後30分ごとに100円加算)
- (8) 宅配便など郵送での事前や当日の搬入、搬出はお受けすることができません。

2-4. 出店内容

- (1) ブースの配置は事前に当所で決定します。
- (2) 1日目のイベント終了後、荷物は全て会場からお持ち帰りください。

2-5. 負担金

- (1) コンサルティングの参加料は無料、出店料は5,000円です。
- (2) 売上歩合賃料は申し受けませんが、マルシェの実施効果測定に必要であるため、各日の売上額を草津商工会議所へ報告してください。

2-6. 留意事項

- (1) 開催期間中2日間とも出店し、会期時間中は担当者が売り場スペースに常駐すること。
- (2) 広報は草津商工会議所でも行いますが、各出店者独自でも積極的に発信してください。
- (3) 草津商工会議所は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については一切の責任を負わないものといたします。

2-7. 「ふるさと企業いいもの発掘市」の開催概要

会 期：①令和4年1月5日(水)～8日(土)10:00～18:00(最終日のみ17:00まで)
②令和4年1月9日(日)～11日(火)10:00～18:00(最終日のみ17:00まで)
①②どちらかを選択して出店いただきます。

スペースの関係上、日程調整する場合があります。また 通期出展（①②両方に出展についてはご相談ください。(応じられない場合もあります)）

会 場：近鉄百貨店草津店 2F

主 催：草津商工会議所

特 長：近鉄百貨店へのお客様が来場者となってもらえることで、新規顧客にも出会うチャンス。会話を通じてさらなる商品のブラッシュアップもできます。
単独での出店はハードルが高い百貨店にも、草津商工会議所を通じた合同展示即売会への出店で、安心のサポート体制。



2-8. 出品する商品（製品）

出品する商品（製品）は、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (2) 出品物の関連法規等を遵守している商品（製品）であること。
- (3) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限が記載されているもの。但し、生肉、生魚及び売り場スペースでの調理提供はできません。

※近鉄百貨店草津店の事前審査により、出品できない商品があります。

2-9. 出店条件

- (1) 価格表示は総額表示（税込価格）にすること。また、二重価格表示は認められません。
（通常価格 20,000 円を催事価格 10,000 円に下げるなど）
- (2) 宣伝動画等売り場で流すことはできますが、BGMのみの使用は禁止されています。（動画を使用する場合は、事前にご相談ください。）
- (3) 売上金は集中レジで管理します。1 決済ごとに集中レジを使用してください。
- (4) 出店初日の 9：00～9：30 の 30 分程度、近鉄百貨店草津店における接客マナー等の講義及び諸注意の説明を受けていただきます。また、お客様用施設の使用は禁止されています。従業員用をご利用ください。
- (5) 百貨店での販売という点を考慮し、カジュアルすぎない服装を心がけてください。
※自社商品等業種特有の衣類着用、店舗のハッピー等を羽織ることは可能です。

2-10. 負担金

- (1) コンサルティングの参加料、及び出店料は無料です。
- (2) 設営負担金として 5,000 円を草津商工会議所へ納入いただきます。
- (3) 売上歩合賃料は売上高の 15%です。後日売上から 15%を差し引いた金額を草津商工会議所会費引き落とし口座に振り込みます。

2-11. 留意事項

- (1) 開催期間中④4 日間③3 日間とも出店し、会期時間中は担当者が売り場スペースに常駐すること。
- (2) 売り場スペースの配置については、出店者数、商品の種類を考慮し決定します。
- (3) 広報は近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所でも行いますが、各出店者独自で積極的に発信してください。
- (4) 出店商品の陳列、独自で用意したPOP等は出店者で行っていただきます。開始時刻までに陳列等を完了させてください。午前 7 時から陳列可能です。
- (5) 開催時間中の撤収は認められません。

近鉄百貨店草津店及び草津商工会議所は、商品及び資材などに生じた盗難、紛失、破損や出店者が売り場スペースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については一切の責任を負わないものといたします。

- (6)開催期間中お客様とのトラブル等が起こった場合、近鉄百貨店草津店の担当者へすぐに連絡し、ご自分で解決しようとはしないでください。
- (7)令和3年11月にディスプレイの個別相談会（2時間程度）を別途開催します。当日に販売する商品を持って相談会場へお越しください。日時は改めて調整いたします。

2-12.新型コロナウイルス感染症対策について

- (1)各イベントの出展の際、ブース内ではマスク or フェイスシールドの着用を必須とさせていただきます
- (2)各イベント開催2週間以内に37.5度以上の発熱があった場合にはご出展いただくことができません。
- (3)各イベント当日受付時に検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱があった場合にはご出展いただくことができません

3. 問い合わせ先

草津商工会議所 中小企業相談所

担 当:佐々木

T E L:077-564-5201

F A X:077-569-5692

草津商工会議所展示会出展支援プログラム

「お客様を魅了する商品企画塾」参加申込書

申込日 令和 3年 月 日

事業所名	Ⓜ		業種	
ふりがな 代表者名	Ⓜ	役職		
資本金	円	従業員数	人	
所在地	〒			
Tel		Fax		
ふりがな 担当者名		部署・役職		
URL		E-mail		
出店希望催事	キラリエマルシェ	ふるさと企業いいもの発掘市 (令和4年1月5日～)	ふるさと企業いいもの発掘市 (令和4年1月9日～)	
①既存商品の説明 (コンセプト、ターゲット等) ②商品に関する相談ごと、悩み ③新商品企画等				

草津商工会議所 中小企業相談所
〒525-0032 草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3F
Tel : 077-564-5201 Fax : 077-569-5692

誓 約 書

私（弊社）は、草津商工会議所展示会出展支援プログラムの申込みにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。

令和 3年 月 日

草津商工会議所 御中

住 所

会社名または屋号

(ふりがな)

代表者氏名

